

社内ベンチャー創出支援事業企画運営業務公募型プロポーザル
質問に対する回答

No.	質問内容	回答	更新日
1	複数法人による共同事業体での参加は可能か。	可能である。 なお、共同事業体が参加する場合は、別途「特定委託業務共同企業体協定書」の提出を参加資格申込書等の提出期限である令和7年5月21日（水）までに提出する必要がある。	5月15日
2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法は現地か。	プレゼンテーション及びヒアリングは現地で対面にて実施する予定である。	5月15日
3	業務受注実績について、秘密保持の観点から契約書など受注実績の証拠書類として提出が難しい場合は添付せず受注実績として記載して問題ないか。	様式3に記載された業務受託実績の証拠書類については、添付が必須である。 よって、証拠書類の添付が可能な業務受託実績のみを記載されたい。	5月15日
4	受注実績だが弊社名が記載されていないプログラムの募集チラシやLP（ランディングページ）のファーストビュー画像などは証拠書類として認められるか。	様式3に記載された業務受託実績の証拠書類については、契約書の写し等、契約の事実が分かる書類を添付されたい。 よって、プログラムの募集チラシやLPのファーストビュー画像などは証拠書類に該当しない。	5月15日